

## 大同大学同窓会部会に関する規程

---

### (趣旨)

第1条 大同大学同窓会(以下「本会」という。)会則第2条第3項ならびに第34条に基づく、部会設立ならびに部会活動に関することは、この規程の定めるところによる。

### (目的)

第2条 本規程は、部会設立ならびに部会活動に関して必要な事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

### (部会の構成)

第3条 部会は、同期、サークル、職場など同窓会会員相互の共通性が高い組織とする。

### (部会の設立)

- 第4条 会員は部会の設立を本会に申し出ることができる。
- 2 部会設立の申請には、部会会員となる10名以上の賛同を必要とする。
  - 3 部会設立の申請にあたり、別表(1)に定める部会設立申請書に必要事項を記載のうえ、本会に提出する。
  - 4 部会設立の申請にあたり、部会規約を作成し、本会に提出する。
  - 5 部会設立の承認は、部会設立申請書に基づき、理事会の審理を経て、総会で審議のうえ承認を得る。
  - 6 部会の名称は、「大同大学同窓会〇〇部会」とし、便宜上「〇〇部会または〇〇会」と称することができる。

### (部会の義務)

- 第5条 部会は、本会の目的に沿って活動を行わなければならない。
- 2 部会は、永続的に活動できる組織とし、常に新規会員獲得のための広報をしなければならない。
  - 3 部会は、本会会務ならびに支部活動の執行支援をしなければならない。
  - 4 部会は、部会総会を原則毎年開催しなければならない。

### (部会長および副部会長の選出)

- 第6条 部会の設立にあたり、部会の代表として、部会長を1名選出する。
- 2 部会の設立にあたり、部会長を補佐する副部会長を1名選出する。
  - 3 部会長および副部会長(以下「部会長等」という。)は、理事会の審理を経て、総会で審議のうえ承認を得る。

### (部会長等の交代)

- 第7条 部会長等の交代については、別表(2)に定める役職者交代届を本会に提出しなければならない。
- 2 部会長等の交代については、部会総会における議決を本会に書類にて報告する。

### (部会長等の義務)

- 第8条 部会長は、部会の円滑な運営を図るために、部会活動を掌握しなければならない。
- 2 部会長は、本会総会および支部・部会連絡協議会(以下「協議会」という。)に参加しなければならない。
  - 3 部会長は、部会会員ならびに協議会代表に対して、会務の報告をしなければならない。
  - 4 部会長は、別表(3-1)に定める当該年度の部会活動総括書および別表(3-2)に定める次年度事業計画書を、毎年度末までに本会事務局(以下「事務局」という。)に提出しなければならない。
  - 5 副部会長は、部会長が職務を遂行できない場合に、部会長の職を代行する。

### (評議員の選出)

- 第9条 部会の設立にあたり、評議員1名を選出する。
- 2 部会長等は、評議員を兼務することができる。
  - 3 評議員は、評議員会に参加しなければならない。

### (評議員の交代)

- 第10条 部会選出の評議員の交代については、別表(2)に定める役職者交代届を本会に提出しなければならない。
- 2 部会選出の評議員の交代については、部会総会における議決を本会に書類にて報告する。

(部会の継続)

- 第 11 条 部会の継続について、5 年に一度、別表(4)に定める部会活動継続確認書を本会に提出しなければならない。
- 2 部会活動継続確認書には、部会会員となる 10 名以上の賛同を必要とする。
  - 3 前項に定める部会活動継続確認書が提出されない場合は、理事会の判断により、部会を解散させることができる。

(規約の制定)

- 第 12 条 部会は、部会規約を制定し、理事会の承認を得る。
- 2 部会規約の改廃は、部会総会における議決を本会に書類にて報告する。

(部会の活動援助)

- 第 13 条 部会は、本会より次に定める部会活動に係る援助を受けることができる。
- (1) 部会開催案内のとりまとめ 部会活動開催に伴う案内状の印刷、発送および取り纏めを、本会事務局(以下「事務局」という。)において代行して行う。  
なお、印刷および発送にかかる経費については本会が負担する。
  - (2) 部会総会参加者援助金支給 年間 150,000 円を上限とし、部会総会参加者援助金として参加者 1 名につき 3,000 円を支給する。  
ただし、部会総会参加者とは本会会員を指し、同伴者は含まない。
  - 2 本会による部会活動の援助を希望する場合は、別表(5-1)に定める部会活動援助申請書を開催日 1 カ月前迄に本会事務局長(以下「事務局長」という。)に提出しなければならない。なお、部会活動終了後 1 カ月以内に参加者名簿および集合写真とともに、別表(5-2)に定める部会活動報告書を事務局長に提出しなければならない。
  - 3 複数の部会(支部を含む。)による合同の活動については一活動と見做す。  
ここでいう合同とは、開催日および開催場所が同一であることをいう。

(援助金の支給)

- 第 14 条 部会活動に係る援助金は、前条第 2 項の申請書および報告書に基づき、事務局長の判断により支給する。
- 2 別表(5-2)に定める部会活動報告書提出前の、部会活動に係る援助金の支給は原則認めない。  
ただし、事務局宛において参加の意思が確認された人数分については、仮払金として援助金を事前に支給することができる。
  - 3 部会活動に係る援助金は、別表(5-1)により指定された振込先口座に支給する。

(会員の派遣)

- 第 15 条 部会総会に対する会員の派遣は、次のとおりとする。
- (1) 一活動に最大 2 名の役員 of 派遣を検討することができる。ただし、理事会が承認する行事においてはこの限りとしなない。
  - (2) 前号にかかわらず、支部・部会代表者については、派遣することができる 2 名には含めない。
  - (3) 部会からの要請に対して、役員以外の会員の派遣は認めない。
  - (4) 部会総会以外の部会活動について、会員の派遣は認めない。
  - 2 前項の会員の派遣については、理事会において審議し承認する。
  - 3 派遣する役員の出張については、「旅費に関する規程」に定めるとおりとする。
  - 4 派遣された役員は、事務局長および支部・部会代表者に出張報告書を提出しなければならない。

(個人情報)

- 第 16 条 部会会員の個人情報保護に関することについては、「個人情報保護に関する規程」に定める。
- 2 部会活動において得られた住所変更に関する情報については、本人の同意を得て事務局に提供する。

(部会の解散)

- 第 17 条 部会の解散は、部会総会において、出席者の 4 分の 3 以上の議決を本会に書類にて報告する。
- 2 部会の活動が 3 年以上休止または活動が困難な場合は、理事会の判断により、部会を解散させることができる。

できる。

- 3 部会の活動が本会の目的に違反した場合または本会の名誉を著しく傷つける行為をした場合は、理事会の判断により、部会を解散させることができる。
- 4 前3項の解散については、理事会において審理し、総会において承認を得る。

(財産の処分)

第18条 部会の解散にともなう残余財産の処分は、本会に寄付する。

- 2 残余財産の処分については、部会総会にて議決し、理事会において審理し、総会において承認を得る。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、理事会の審理を経て、総会で承認する。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の審理を経て、総会で決定する。

(附則)

第1条 この規程は、平成30年5月26日から施行する。(制定)

- 2 本規程制定に伴い、「部会等の設立規約」は廃止する。